

尿検査でピロリ菌検査結果が陽性及び判定保留の方へ (ピロリ菌二次検査のご案内)

今回実施しましたピロリ菌検査の結果、「陽性」となった方は、ピロリ菌に感染している可能性があると判断されました。

尿検査は、身体面への負担が少なく精度も高い検査ですが、ある一定の割合で偽陽性場合があります。

また「判定保留」とは、尿の状態により、正確に判定できなかったという結果です。

このため、陽性及び判定保留となった方は、ピロリ菌に感染しているかどうかを確認するために、二次検査(検便検査)を受けて頂く必要があります。

二次検査(検便検査)は、**令和7年3月31日までの期間**、別紙の指定医療機関で、**無料**で受けることが出来ますので、お子さまの健康管理のために、ぜひお受けください。

その他ご不明な点は、別紙の指定医療機関にご相談ください。

二次検査(便検査)以降の流れ【要予約】

《二次検査 **無料**》 **令和7年3月31日まで**

- ①指定医療機関を受診して説明を受け、便検査キットを受け取る
◇持ち物：「ピロリ菌検査結果票」
「三泗中学生ピロリ菌二次検査(便検査)申込書」
- ②自宅で採便し、医療機関へ提出。
- ③検査の結果が出たら、指定医療機関を受診して説明を聞く。

陽性

陰性

15歳以上になってから、ピロリ菌の除菌治療を受けることができます(希望者のみ・有料)
※治療方法：3種類の薬を朝・夕に7日間服薬
費用：全額自費(保険診療外)
(8,000~10,000円程度)

有料

結果を受け取り終了



【ご注意ください】

事前に医療機関へお電話でご予約の上で受診してください。

受診日時、受診方法などについては、医療機関の指示に従ってください。

【お問い合わせ先】

四日市市役所こども未来部
こども保健福祉課母子保健係
TEL 059-354-8187
FAX 059-354-8061

《判定検査 **無料**》 **令和8年3月31日まで**

服薬終了後、8週間以降に便検査による判定検査